

議案第 18 号

小城市フットボールセンター条例施行規則の一部を改正する規則

小城市フットボールセンター条例施行規則（令和 4 年小城市教育委員会規則第 10 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

使用料の減免対象の見直し等に伴い、規則を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市フットボールセンター条例施行規則の一部を改正する規則

小城市フットボールセンター条例施行規則（令和4年小城市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削り、同条第4項中「及び受付時間」を削り、同項を同条第3項とする。

第6条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

様式第1号から様式第3号までの規定中「人口芝」を「人工芝」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第18号 小城市フットボールセンター条例施行規則（令和4年小城市教育委員会規則第10号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（利用許可の申請）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 利用申請書の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、利用申請書の提出期間及び受付時間を変更することができる。</u></p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第6条 条例第10条の規定により、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はその学校で構成する団体が行う行事に利用するとき 免除</u></p> <p><u>（3） 市社会教育関係団体及びその加盟団体が主催する行事等に利用するとき 免除又は100分の50を減額</u></p> <p><u>（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 免除又は減額</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（利用許可の申請）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、利用申請書の提出期間_____を変更することができる。</u></p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第6条 条例第10条の規定により、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 前号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 免除又は減額</p> <p>2 （略）</p>